

別紙2

- ① 居宅介護支援費（Ⅰ）
居宅介護支援費（ⅰ）〈取扱件数が45件未満〉
・要介護1・2 1,086単位／月
・要介護3・4・5 1,411単位／月
居宅介護支援費（ⅱ）〈取扱件数が60件未満〉
・要介護1・2 527単位／月
・要介護3・4・5 683単位／月
（※ 45件未満の部分は居宅介護支援費（ⅰ）を適用）
居宅介護支援費（Ⅲ）〈取扱件数が60件以上〉
・要介護1・2 316単位／月
・要介護3・4・5 410単位／月
（※ 45件未満の部分は居宅介護支援費（ⅰ）を適用）
- ② 初回加算
・初回加算（Ⅰ）〈初回時〉 300単位／月
※ 新規に居宅サービス計画作成する場合又は要介護区分が2区分変更された場合
- ③ 入院時情報連携加算
・入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位／月 ※ 入院当日
（営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む）
・入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位／月 ※ 入院後3日以内
- ④ 退院・退所加算
※ カンファレンス参加無しの場合
・退院・退所加算Ⅰ 1 450単位／月
・退院・退所加算Ⅰ 2 600単位／月
※ カンファレンス参加有りの場合
・退院・退所加算Ⅱ 1 600単位／月
・退院・退所加算Ⅱ 2 750単位／月
・退院・退所加算Ⅲ 900単位／月
※ 入院・入所で、退院・退所時に利用者情報を求め連携した場合。
※ 入院等期間中3回まで算定可能。
- ④ 特定事業所加算
・特定事業所加算(Ⅰ) 519単位／月
・特定事業所加算(Ⅱ) 421単位／月
・特定事業所加算(Ⅲ) 323単位／月
・特定事業所加算(Ⅳ) 114単位／月
※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。
- ⑥ 減算
・特定事業所集中減算 -200単位／月

※ 居宅サービスの内容が特定の事業所に不当に偏っている場合の減算。

・同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定

※ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者

※ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者

⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算

・緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/回

※ 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス計画等の利用調整を行った場合。

※ 1ヶ月に2回を限度として算定できる。

⑧ 通院時情報連携加算 50単位/月

※ 医療機関との連携に関する加算。利用者が医師の診察を受ける際にケアマネージャーも同席し、医師等との情報連携をもとにケアマネジメントを行う。

※ 算定単位は月に1回（複数回実施しても1回分）

⑨ 居宅支援ターミナルマネジメント加算

・居宅支援ターミナルマネジメント加算 400単位/月

※ 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合。